

動力プレスを設置する事業者の皆様へ

愛知労働局安全課

動力プレス(機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するものと液圧プレスに限ります。)を設置し、若しくは移転し、又は主要構造部分を変更しようとする場合は、**工事開始の日の30日前までに**所轄の労働基準監督署に計画の届出をする必要があります。

1 届出に必要な書類

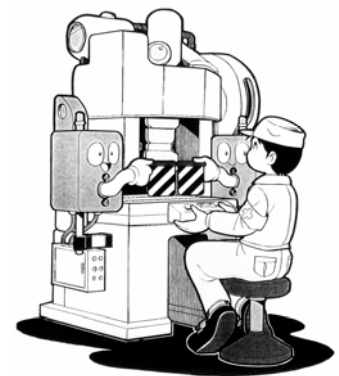
様式第20号「建設物機械等設置・移転・変更届

裏面の様式が利用できます。

次の枠内の事項を記載した書面

裏面の「動力プレス摘要書」が利用できます。

(裏面の「動力プレス摘要書」は愛知労働局の独自の様式ですので、他の労働局に届出をする際に様式が示されている場合は使用しないで下さい。また、取引関係にある事業場において、独自の届出様式を定めている場合がありますので、ご注意下さい。)



- ア 種類
- イ 圧力能力
- ウ ストローク長さ
- エ 停止機能
- オ 切替えスイッチの種類
- カ 機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するものにあつては、
 - ・ クラッチの形式
 - ・ ブレーキの形式
 - ・ 毎分ストローク数
 - ・ ダイハイト
 - ・ スライド調節量
 - ・ オーバーラン監視装置の設定位置
 - ・ クラッチの掛合いの箇所の数

- キ 液圧プレスにあっては、
 - ・ スライドの下降速度
 - ・ 慣性下降値
- ク 使用の概要
 - ・ 用途
 - ・ 行程
 - ・ 加工
- ケ 安全措置の概要
- コ スライドによる危険を防止するための機構を有するものにおいては、その性能

次の枠内の添付書類

- ア 動力プレスの構造図又はカタログ
- イ 型式検定に合格した動力プレス(安全プレス)にあっては、型式検定合格標章の写し
- ウ 安全装置を取り付ける動力プレスにあっては、
 - ・ 当該安全装置にかかる型式検定合格標章の写し
 - ・ 当該安全装置の構造図又はカタログ
- エ イ及びウの動力プレス以外の動力プレスにあっては、安全装置の概要を示す図面又はカタログ

2 その他の留意事項

動力プレスを設置するに当たって、次の から の方法によりリスクの軽減を図ってください。

動力プレスを設置する場合は、メーカー等から使用上の情報の提供を受けてその内容の確認をして下さい。

メーカー等では予見出来ないリスクがあるので、ユーザーの視点で、現場での設置状況における機械のリスクアセスメントを実施して下さい。

メーカーから提供された使用上の情報や自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、必要な安全方策を行って下さい。

お問合せは愛知労働局安全課または最寄りの労働基準監督署までお願いします。